

此項私債の返済は如き奇任に中傷的目録が組合を指す一因はハツテ庶几ト
聞キマス

一 各谷ハ此債を存大計以テ買収セラレシメ今同業組合ハ運命ハ援助シテ
イ年十ニナツタ

ニ 甚だ多ク報酬ヲモウリ約束テ 備ヘテ居ル

私ハ私ノ名譽ニシテ新事ニシマス 以上ニ就キ他罰ニシテ根デアリマス

此等事ハ私ハ断リ最スル者非シテアリマス 然レ今ハ立降ルカモイマス 且チ

受取トイフイハナシトシハ一口モテリセシム 故ニナツテモ私ハ全キ 爲ニ至ラズ

此等賠償法ニナリマセン

同業組合カラハ第一級モ受ツた事ニナリ 本ヨリソナリ約束ニテ事モアリマス

不祥ナリカノツツケハナリ組合ノ爲メニ痛キマス

信用ニシテ安心ニシテイハナリイハナリイハナリ

顧問 甚だ各案ハ

長岡罷業解決報告

12.5.17

先月以東十四日官に接して罷業を継続して後に名古屋製糖
陶所對本組合の争議は愈々昨午二年八月時迄分双方
の交渉成まらして中絶に解決を見るに至り来りた
西要求四條項に對しては次の如く一方四の二條項に於て組
合よりも幾分の譲歩を爲し文字に條正と云ふは完全なる
の協定と見ても交換したるに

亦一頃

(請員款) 標準時貸銀單價より日所得二日半以上

(時百給款)

現在貸銀三割五分以上の値上を行ふ事
但ニ月毎に作業の結果に依り更に標準時賃金